



健全化判断比率等をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、地方自治体は毎年度決算時に健全化判断比率と資金不足比率を算定し、公表することが義務づけられています。

この比率は財政の健全度を示すもので、健全化判断比率のいずれかの比率が基準を超えた場合は、起債の借入が制限されるなど、将来のまちづくりに様々な影響をおよぼすことになります。

★令和2年度健全化判断比率	余市町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 一般会計の赤字の比率 (算定の結果比率はありません)	(-) -	(14.63%以上) 14.56%以上	20.0% 以上
○連結実質赤字比率 全会計を対象とした赤字額の比率 (算定の結果比率はありません)	(-) -	(19.63%以上) 19.56%以上	30.0% 以上
○実質公債費比率 一般会計が負担する元利償還金(返済)の比率	(8.6%) 7.1%	25.0% 以上	35.0% 以上
○将来負担比率 一般会計が将来負担すべき負債の比率	(69.2%) 47.6%	350.0% 以上	

※ () は前年度数値

★令和2年度資金不足比率・・・公営企業の赤字額の比率(経営健全化基準・・・20%以上)

余市町では水道事業会計・公共下水道特別会計が対象ですが、いずれの会計も資金不足(赤字額)が無いため、比率はありません。

令和2年度決算における本町の各指標はいずれの比率も早期健全化基準を下回っており、今後も基準を超えることのないよう健全な財政運営につとめます。



令和3年度一般会計補正予算(第4号)の概要について

令和3年余市町議会第4回臨時会において可決されました令和3年度一般会計補正予算(第4号)の概要をお知らせします。

補正予算の状況 (4号)

令和3年度一般会計補正予算(第4号)では、町営斎場建替事業適地選定委託料と雪害により破損した旧余市福原漁場屋根の修繕費の補正計上により、2,976千円を増額し、補正後の予算は96億1,256万3千円となりました。

歳出の補正内容 (4号)

- 町営斎場建替事業適地選定委託料 1,969千円
- 旧余市福原漁場屋根に係る修繕費 1,007千円

問合せ 財政課 財政グループ ☎21-2114



申請書等への押印の見直しについて～10月1日から不要になります～

町では、行政手続きの簡素化と町民の皆さんの利便性の向上を図るため、10月1日から町に提出していただく申請書等への押印を見直し、法律等により押印が義務付けられているもの等の一部の書類を除き、押印は不要となります。

なお、書類によっては本人による署名や本人確認(マイナンバーカードや免許証の提示等)が必要となりますのでご注意ください。

それぞれの手続きにおける押印の可否については、町ホームページまたは各担当課へお問い合わせください。

問合せ 企画政策課 行革グループ ☎21-2117